



国際通貨基金

スタンバイ取極（SBA）

スタンバイ取極（SBA）は国際収支問題を抱える国に対して短期的な金融支援を提供します。SBAはこれまで先進国と新興市場国に最も使われたIMFの融資制度です。SBAは加盟国のニーズに柔軟かつ素早く応えるため長年にわたり改良してきました。

目的		加盟国の短期的な資金に関する調整政策を支援することで、加盟国の対外的な金融ニーズに柔軟に対応します。
適格国		顕在化した、見込まれる、または潜在的な国際収支上のニーズがある全ての加盟国。先進国や新興市場国で多く利用されますが、低所得国が スタンバイ与信制度（SCF） と併用してSBAを利用することもあります。
コンディショナリティ		加盟国の経済政策が、資金を求めるに至った問題に対処している必要があります。 パフォーマンス基準など諸条件の遵守を前提に提供します。プログラムの目的を達成する上で重要な構造的施策の実施状況は、ベンチマークを含めて総合的に評価します。詳細はコンディショナリティをご覧ください。
審査手順		IMFのリソースはトランシュ（段階）ごとにアクセスすることになるため、政策とプログラムの実施状況を定期的に審査します。 IMF理事会 定期的にプログラムのパフォーマンスを評価し、経済発展に適応するように調整することができます。
条件	期間	柔軟。通常12～24か月で36か月以下。
	返済期間	3年3か月から5年。四半期ごとの分割払いで8回に分けて毎回同額を返済します。返済は各提供日の3年3か月後から開始します。
	金利	融資金利は以下によって構成されています。

		- 市場で決定される 特別引出権 (SDR) の金利（下限は5ベースポイント）とマージン（現在は60ベースポイント）、これらを合わせて基本金利といいます。 - 割増料金は、未返済の信用供与残高の金額および期間に応じて課されます。未返済の信用供与残高がクォータの300%を超える場合、その超過額に対して200ベースポイントの割増料金が適用されます。また、信用供与残高がクォータの300%を超えた状態が36か月を超えて継続する場合には、さらに75ベースポイントの期間加算型割増料金が適用されます。割増料金は、IMF資金の大規模かつ長期的な利用を抑制することを目的としています。
		融資資金には、各12か月間の期首に、その期間中に引き出し可能な金額に対して課せられるコミットメント手数料が適用されます（コミットメント額に対し、クォータの200%未満については15ベースポイント、クォータの200%超600%未満の部分に対しては30ベースポイント、クォータの600%超の部分に対しては60ベースポイント）。手数料は、当該期間中に引き出しが行われた場合、日割りで返金されます。融資を全額引き出した場合、手数料は全額返金されますが、引き出しがなかった場合、手数料は返金されません。
		引き出し額に対して、50ベースポイントのサービスチャージがかかります。
	利用枠	融資額と提供のタイミングは柔軟です。 通常アクセス。 年間利用限度額は、いかなる12か月間においてもクォータの200%に設定されています。また、返済額を差し引いたうえでの取極期間全体を通じた累積利用限度額は、クォータの600%に設定されています。 例外的アクセス。 例外的アクセスポリシーに基づいてケースバイケースで決定します。 前倒しアクセス。 加盟国の政策の力強さ、調整と融資の必要性の性質によって保証されている場合に利用できます。ケースバイケース。 迅速アクセス。 緊急融資メカニズムに基づいて承認を加速します。
		予防的アクセス。非常に大きい潜在的な融資の必要性に直面している加盟国が、承認された額を引き出す意図はないものの、必要な場合には引き出せるオプションを保持する高アクセス予防的取極（HAPAs）です。